

第2回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要

1 日時

平成25年11月18日（月）午前10時から正午まで

2 場所

法務省10階入国管理局会議室

3 出席者（敬称略）

（1）難民認定制度に関する専門部会

小寺部会長，石川委員，滝澤委員，田中委員，西海委員，野口委員，柳瀬委員，
渡邊委員

（2）法務省

榊原入国管理局長，杵渕官房審議官，佐々木総務課長，丸山審判課長，山田警備課長，
妹川難民認定室長 他

（3）オブザーバー

UNHCR駐日事務所

4 議事概要

我が国の難民認定制度に関し，国際機関及び国内NGO団体からヒアリングを行った。ヒアリングの概要及び委員の主な発言は，以下のとおりであった。

○ ヒアリングの概要

- ・ 2011年の国会決議で謳われた「包括的な庇護制度」の確立に向けて大前提となるのは，効率性を追求するのみならず，公平性をも担保した難民認定制度の更なる発展の確保である。「真の難民が早い段階で特定され，保護を与えられる」ということを目指す難民認定制度において，公平性という観点からは，専門的な知識と十分な経験を有した職員による難民認定，信憑性の評価，立証基準，立証責任に関する研修，信頼できる出身国情報の提供，第一次審，異議審における独立性の向上，通訳の質，代理弁護士の一次審への参加等が目下の課題としてあげられる。難民認定制度への信用度が増すことによって難民性のない申立てや再申請，未処理案件等現在の制度が直面している問題の解決にもつながるであろう。
- ・ 日本において，申請数の増加にもかかわらず認定数が少ないのは，保護を提供される基準が他国と違っているからと考える。多くの方が再申請に及ぶ背景には，制度への不信感があるからで，これについては，不認定理由を客観的な根拠とともに詳細に記載することなども信頼性向上につながると思われる。（帰国を検討している人に対しては）帰国先の安全評価

について客観的な情報を提供するなど出国を命令するだけでなく、それが現実に可能となるような策をとるべきである。簡易手続の導入に当たっては、英国、カナダ等で導入されているが批判も多いことを考慮すること、簡易手続だけを切り取るのではなく、独立した審査機関、審判所、救済手続の整備といった部分についても取り入れることが必要。また、難民認定を希望する人と在留を希望する人はルートを別にして審査すべきである。

○ 委員からの発言

- ・ 「庇護」や「保護」といった概念は、難民条約のどの部分に定められているのか。
- ・ 1951年の難民条約は当時の東西冷戦を反映しているが、その後、難民問題がアフリカやラテンアメリカ等に広がる中で、「難民」の定義を同条約に依拠していることにはどのような意味があるのか。
- ・ 公平性や独立性を増すという観点から、難民認定業務を入国管理局から法務省内の他の部局へ移すというのも一案ではないか。
- ・ 各国における平均的なインタビュー時間はどのくらいで、足りているという認識か。
- ・ 難民をどう処遇するかという「庇護」や「保護」の問題と、難民をどのようなプロセスで「認定」するかという問題は切り分けるべきである。
- ・ 再申請について制限を設けている国は、いかなる基準及び手続をおいているのか。
- ・ 同じ難民条約の下で行う難民認定実務に関して、法務省とUNHCRでは差があるのか。
- ・ 難民条約第35条の「UNHCRによる監督」の趣旨は何か。
- ・ 出身国情報の提供について、本邦で採用し得るシステムはあるか。
- ・ 司法審査に要する時間についてどう考えるか。また、「専門性を持った裁判官と裁判所が難民事件に指定されること」について、裁判官の独立との関係をどう考えるか。
- ・ 日本は難民の受入数、認定数が少ないと批判されるが、日本政府のUNHCRへの拠出金は長年にわたって第2位であり、2013年は約250億円にも上った。この拠出金で300万人近い人が支援を受けている計算になる。保護すべき人を保護するという意味では、日本政府は非常に大きな貢献をしている。
- ・ 申請者の方も、補完的保護についてルートを輻輳化した方がいいという意見なのか。我が国における補完的保護の理由にはどのようなものがあるのか。また、難民申請をする時期は、来日後すぐなのか、退去強制手続の中でなのか。
- ・ 現行の「出入国管理及び難民認定法」には不備があるため、新しい難民法の制定が必要であると考えているのか。

以上